

JASTPRO 409

貿易手続簡易化のために
2012-10

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

記事1. 第20回国連CEFACTフォーラム報告 1



2012年9月17日
開会式の模様(ウィーン工科大学)

記事2. 平成24年度JASTPRO秋季セミナーのご案内 7

記事3. ◇連載◇ 貿易契約の諸問題(6) 10

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

記事4. 国連CEFACTからのお知らせ 20

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 第20回国連CEFACTフォーラム報告

第20回国連CEFACTフォーラムが、9月17日から21日の間、ウィーンで開催されました。以下その概要をご報告いたします。



ウィーン市内 オペラ座周辺の風景。会場のウィーン工科大学はここから歩いて5分のところにあります。

1. 開催地

ウィーン工科大学(オーストリア)

2. 参加者

<全体参加者数> 128名

前回の第19回フォーラム(本年4月開催)は参加者数が79名と低調でしたが、今回のフォーラムにおいては、中国をはじめアジア各国からの参加者や国際的な業界団体の参加など、参加者の増加の兆しが見られました。参加者には欧州地域、アジア地域、米国など各国の政府関係者や政府関連プロジェクトとして調査や開発を委託されたITベンダー各社の参加もありました。

<参加者出身国数>

前回は21カ国でしたが今回は27カ国に増加しました。アジアでは日本以外に中国、韓国、タイ、マレーシア、インドが参加しました。

<国際機関の参加>

ESCAP, FIATA, GS1, IATA, ISO, ITC, OASIS, WCOの8機関とUNCITRAL, UNECE(前回6機関)が参加しました。

<日本からの出席者>

以下9名が参加しました。(順不同・敬称略)

菅又久直、鈴木耀夫、遠城秀和、島野繁弘、阪口信吾、
石井伸一、平井一海、西尾茂隆、石垣 充
(前回第19回フォーラムの日本側参加者は5名)

<トピック>

1. 「勧告14号 署名以外の方法による貿易書類の認証」の改訂

勧告14号の改定は、同勧告が公開されて以降30年以上経過したことから、その後における情

報通信に関わる技術基盤の革新に対応した見直しを行うというプロジェクトです。ビューロ（理事会）の承認を得て本年8月30日付けで、検討作業の参画を呼びかけるアナウンスが公示されました。

セキュリティ、技術面における中立性、法令関連、署名の定義や機能について、可能な限りUNCITRAL^(*)と歩調を併せていくことなどを前提に、本年末までに改定案をまとめる予定です。用語(Typology)についてはUNCITRALを基準とし、一方、IATA^(*)やGSI^(*)の事例も参考にすることとなりました。2013年春に向けて公開開発手順(ODP: Open Development Process)のステップ4であるパブリックレビュー実施を目指しています。

^(*)UNCITRAL: 国連国際商取引法委員会

^(*)IATA: 国際航空運送協会、国際線を運航する航空会社、旅行代理店等の業界団体

^(*)GSI (Global Standard One): 民間の標準化推進組織(本部: ベルギー)
バーコードやRFIDの標準を開発。

2. 「勧告36号 シングルウィンドウの相互運用性確立」

<これまでの経緯>

シングルウィンドウについては2005年から2010年の間に、

- ・ 勧告第33号「シングルウィンドウの設置に関する勧告とガイドライン」
- ・ 勧告第34号「シングルウィンドウのデータ整合化に関する勧告とガイドライン」
- ・ 勧告第35号「国際貿易におけるシングルウィンドウのための法的枠組み」

の3件の勧告が公開され、多くの国々のシングルウィンドウに係わる推進を促してきました。

今回の勧告第36号は、各国でそれぞれのニーズに即して開発してきたシングルウィンドウを接続するための相互運用性の確立を目指すものです。

2010年8月開催の第17回フォーラムにて、プロジェクト開始のビューロ承認を得た上で、2011年9月に内部草案(第1版)が策定されましたが、その後プロジェクトリーダーのEva Chan氏(マレーシア)の事情により休眠となっていました。2012年6月、Remy Marchand氏ならびにBill Luddy氏がプロジェクトリーダーとして指名され、同年9月7日付けでビューロは本プロジェクトを新規プロジェクトとして、再度公開して参加者を募集しました。

一方、WCOは、提唱している「21世紀の税関」(Customs 21st Century)の諸施策の一つである世界税関ネットワークプロジェクト(GNC)を進めており、このGNCにおいては、各国のシングルウィンドウをつなげるAEO^(*)の2国間、複数国間の相互認証(MRA: Mutual Recognition Agreement)の実現に向けた活動を展開しています。

^(*)AEO (Authorized Economic Operators): 公認された事業主
前述国連CEFACTでの内部草案(第一版)はこのWCOが進めるGNC/MRAの取り組みを十分に認識しない中で作成されたものです。

本フォーラムでの議論では、『飽くまでこの内部草案(第一版)を尊重して勧告を仕上げるべき。』

との意見と『今後WCOの取り組みと同様な取り組みを行うのは無駄ではないか』との意見が出され会議の場では結論が出ず、今後継続して関係者の意見収集集約を行うこととなりました。

また、『相互運用性の定義を明確化すべき』との意見や、『目的（政府や民間が得るであろう利益）をまず優先し、相互運用性自体を目的とせず、手段としての相互運用性の実現を考えるべき』という意見も出されています。

3. 「動物植物検疫の電子証明書(eCERT)」

現在15カ国^(*)が実施中であり、さらに参加国を拡大するために導入ガイドを作成する予定です。重要な話題としては、2者間でのeCERTのデータ交換をどのような手段で認証するかという点です。電子署名についてECは、オランダと連携して国連CEFACTの勧告37号(ドラフト)をベースにしたセキュリティシステムを使い実験を行うことを確認しました。この実験結果をもとにオランダがECと共同にてガイドライン案を策定する予定です。

^(*)eCERT参加国：豪州、NZ、オランダ、ケニア、中国(含む香港)、マレーシア、日本、ブラジル、カナダ、EU、米国、メキシコ、チリ、韓国、タイ

4. 「農業関係の調査研究機関の分析結果報告(eLABs)」

本件の対象業務は、検査要請機関から複数の調査研究機関にサンプルを送付し検査要請の指示書を発信、複数の検査報告の中でもっとも妥当な検査結果を採用するというものです。

フランスから参加した農業関係の行政側の担当官によると、フランスではすでに10年前からSACHA(何の略かは不明)というシステムを運用しているとのことであり、検査の発注者からもつぱら官側となるのか民間も含まれるのかは定かではないものの、今回はそれが雛形となる見込みです。

本年4月以降の進捗状況は、Project Proposalがビューロの承認を得て、現在は公開開発手順のStep4のパブリックレビューとなっています。

5. 「食料・飼料の緊急警戒情報交換システム(Rapid Alert for Food and Feed Notification

Exchange (RASFF))再構築プロジェクト」

以前からEUにあっては、RASFFというシステムが稼働しており、それを利用して食の安全に関わる障害が発生した際に、主にEU各国の所管部署からECに対して即座に報告情報が発信され、ECにて確認の上、内容に応じて関係国(EU、EFTA、輸出国、産出国)に情報が直ちに発信され、各国の迅速な対応を要請するという運用を行っています。

今回は、その後継システムとして「iRASFF」という名称で再開発するというものです。

一方、タイのリードによりASEANの数カ国^(*)が参加し、2007年からアジア版RASFF(ARASFF)が本稼働していますが、今後はこのシステムとも連携していく構想があります。

^(*)ARSFF参加国：タイ、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム

現在Project Proposalをまとめており、今後は3カ国承認を経てビューロに提案の予定であり、開発時期等は検討中とのことです。

6. 「eFOOD Chain プロジェクト」

食の安心・安全に対する行政および消費者のニーズの高まりを背景に、生産者、集配業者、食品加工業者、配送・小売業者間の情報の電子化の促進による食品トレーサビリティの信頼性向上と、データ交換・伝達フォーマットの標準化によるビジネスサイクルの迅速化と事務効率化、生産者(SMEs)の参画促進を目的に進める新プロジェクトです。

今回、プロトタイプとして生鮮野菜果物、乳製品、シリアルの3種に対してマーケット調査を行い、ECに調査結果を報告しました。今後パイロットテストを2014年2月まで行い、同年6月にECに対する最終報告を行う予定です。

7. 「家畜の登録ならびにトレース(Livestock Registration and Traceability)」

フランスから提案された新プロジェクトで、豚、家禽を対象として生産者(孵化業者)、ブリーダー、加工業者において受発注業務のEDI化を図るという仕組みです。議論の中で、円滑にトレースすることを考えると、発注番号と実際の家畜とを紐付けする考え方が必要であると認識されました。

今後の検討作業について席上、中国からの出席者が興味を示し、今後専門家を参加させるとの言明がありました。

8. 「花卉市場売買ビジネスの電子化」

現行版の業際インボイス基準(CII)では十分にカバーされない花卉市場売買ビジネスに関わる追加要望について、サプライチェーンPDAと合同ミーティングが行われました。CII(*)インボイスの次のバージョンにて解決を図ることとなりました。

(*)CII (Cross-Industry Invoice) : 業際インボイス

9. 「鮮魚トレーサビリティ(Fish Traceability)プロジェクト」

このプロジェクトは、ECの要請により進められ、2012年6月にビューロ承認を得て、現在要件を整理中であり、その目的は、各漁船から船籍国の管理担当部署にdailyに電子LOGブックを伝送するため国連CEFACTとしての標準フォーマットを開発したいというものです。

現在、ERS(V-3)というシステムが欧州の一部国々で稼働していますが、今回現行システムのバージョンアップを予定しています。欧州22カ国に利用を拡大する構想で、本検討はデンマーク、アイルランド、オランダ、スウェーデンの支持を得ており、さらにベルギー、マルタが支援を表明しています。

標準案の公開は2013年6月を予定しています。

10. 「小規模宿泊施設予約情報(SLH)プロジェクト」

本プロジェクトは日本のリードにより進められています。

予約情報のCC、BIE(*)の統合化が完了し、CCL(*)バージョン12Bに登録されることとなりました。今後、RSM(*)を提出し一連の標準化作成段階が完了します。

(*)BIE (Business Information Entity) : ビジネス情報エンティティ

(*)CCL (Core Component Library) : コア構成要素ライブラリー

(*)RSM (Requirement Specification Mapping) : 要求仕様マッピング

11. 「地域観光情報(DTI: Destination Travel Information Process)プロジェクト」

韓国が提案を予定しているプロジェクトで、フォーラム期間中にプロジェクト提案書原案の検討を行いました。

12. 「ビジネス文書ヘッダー(BDH&E:Business Document Header and Envelope)」

これまでの標準(SBDH 1.3)に対して、クラウド上で複数の仲介者やデータベースを活用することを盛り込んだ改善案を策定するもので、阪口氏がリーダーとなり日本、ノルウェー、デンマーク、オーストラリアが参画して進めています。

13. 「新技術フレームワークCIFL: Core Interoperable Foundation Library)」

本年2月開催の国連CEFACT第18回総会にて、国連CEFACT以外の標準開発組織との協業(無原則に進めるものではないが一部のアウトソース化を視野に入れている)の提案が行われました。

この提案に沿って本年4月の第19回フォーラムにてTim McGrath氏からたたき台として「新技術フレームワーク」が提示され、さらに説明を加えた7月25日付バージョン1.9.3が提示されました。

提案の内容は、業界ごとのデファクト標準は尊重しつつ、それらの中核となるコアモデルを国連CEFACTは提供するという分担にて、国連CEFACTは国際取引における電子ビジネスの相互運用性をコーディネートするフォーラムとして機能するというものです。

これまでのEDIFACTのように国連CEFACTがフルセットとしての標準を用意してきた役割とは大きく異なります。これに対してフランスからは、国連CEFACTの正当性を損なうものであるという反対意見が表明されています。

なお、本提案はビューロに対し正式に提起されているものではありません。

また、各業界の標準化団体も、GS1をはじめこれから組織内で議論を開始する模様です。

14. 「公開データ交換のための枠組み(ODIF: Open Data Interchange Framework)」

Tim McGrath氏がプロジェクトリーダーとして、ISOのTC/154と共同で技術報告書作成プロジェクトを本年4月に立ち上げました。

国連CEFACTとISOの両者にて、標準の棚卸しとその評価、課題整理を行っているところです。

本年10月には、ISO内で技術草案がまとめられ投票に持ち込まれる予定です。(国連CEFACTはISOの場で意見は述べられますが投票権はありません。)

ISOでの投票結果を受けて、その後国連CEFACTにて審議することとなる見込みです。

15. 「信頼できるメッセージ交換(Trusted Exchange of Trade Documents)」

本件について勧告を策定するプロジェクトを開始することとなりました。

出席した者のコメントとして、『本件は、技術的な検討という面よりむしろ自国で推奨する認証機関を他国とどのように調整するか、といった政策的な面が議論の中心になるのではないか。』とのことです。

16. 「エネルギー分野におけるデータ活用のために必要となるデータモデル標準の策定プロジェクト」

NECシステムテクノロジー株式会社阪口氏より以下のとおり概要報告がありました。

本プロジェクトでは、日本で進められているBEMS^(*)、HEMS^(*)などの発展により、今後、大量のデータ(Big Data)が発生することが予想され、この情報を企業間/組織間で有効に活用するためのデータモデル標準を開発する立場から提案されたものです。産業分野特化PDA担当の副議長のHarm-Jan van Burg氏をはじめとしてフランス(IECメンバー)、オランダのメンバーから賛同が得られました。

先行して標準化が進められている欧州のebIX^(*)は、欧州の規制緩和により必要となったノード(ここでは発電/送電/ユーザ)間の情報伝達の標準ですが、一方、日本の提案はBEMS^(*)やHEMS^(*)など業務を対象とすることから、相互の標準化の目的が重ならないということが確認され、お互いに協力して作業を進めていくことが合意されました。

なお、本年12月に新規プロジェクトとして提案する際には、「産業分野特化」の中で新たに「エネルギー分野(仮称)」というドメインを認定する方向で、現在事務局(ビューロ)を中心に調整中です。

(*) ebIX: European forum for energy Business Information eXchangeの略

(*) BEMS: Building and Energy Management Systemの略で、ビル管理システム

エアコンや給湯機器など家庭の各部屋にあるエネルギー使用機器を、ITネットワークでつないで「見える化」するとともに、自動制御して省エネや節電を図るシステム

(*) HEMS: Home Energy Management System

17. 「BPS (ビューロプログラム支援(グループ)) 活動」

- ・ EDIFACT DMR^(*) 対応作業

承認26件、修正の上での承認11件 否決26件 取り下げ1件

さらに100件を超えるコード変更要請がありました。

- ・ 国連CEFACTの組織変更のあとEDIFACTディレクトリーや、現在勧告されているコードのメンテナンスに関するBPS内の手順が不明確となっており、今回その一部について整理されました。

(*) DMR (Data Maintenance Report) : データ保守要請

- ・ 特に、各国から国連CEFACTに出されるDMRのエントリーポイントについては、NENのMaarten Peelen氏とすることに決定されました。

18. 「貿易円滑化導入 実施ガイド」の公開

スウェーデン政府の財政支援により利用しやすいガイドが公開されました。

www.unece.org/trade/tfig

19. 次回フォーラム開催予定

2013年4月15日～19日 (開催場所 ジュネーブ)

記事2. 平成24年度JASTPRO秋季セミナーのご案内 ～我が国の出港前報告制度への対応と ASEANにおける貿易円滑化の取組み～

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 (JASTPRO) は、貿易関係業界等の方々に役立つ内容をテーマに、毎年、春季と秋季の2回セミナーを開催しています。

この度、貿易関係業界等の方々にとりまして関心が高いと思われる「出港前報告制度にかかるNACCSの対応」及び「ASEANシングルウインドウの進捗状況等」の二つをテーマとして取り上げ、国内の専門家の方を講師にお招きし、下記のとおりセミナーを開催することとなりました。

ここに関係者の皆様にご案内申し上げますとともに、多くの方々のご来場をお待ち申し上げます。

記

- 開催日時：2012年11月29日(木)
 - 13:10 受付開始(灘尾ホール、新霞が関ビルLB階)
 - 13:30 セミナー開始
 - 16:10 閉会

- 会 場：全国社会福祉協議会・灘尾ホール
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階
アクセスは下記をご参照下さい：
<http://www.shakyo.or.jp/jncsw/access.html>

- 申込方法：下記(1)または(2)、どちらか1つをお選び下さい。
なお、可能な限り(1)によるメールでの申し込みをお願いいたします。
 - (1)当メールの別紙「出席申込書」に必要事項をご入力の上、
seminar@jastpro.or.jp 宛てにメールでの申し込み
 - (2)当メールの別紙「出席申込書」をプリントアウトしていただき、必要事項をご記入の上、
FAX：03-3555-6032 宛に、FAX での申し込み(注)当方より、お申し込みに関する確認・完了連絡等はいりませんので、セミナー当日は直接会場へお越し下さい。
また、受付の際には、お名刺のご用意をお願い致します。

• 参加費：無料

• 申込締切：2012年11月21日(水)

※定員(160名)になり次第、締め切らせて頂く場合がございます。

• 講演プログラム

13:10～13:30	受付
13:30～13:35	ご挨拶：財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 常務理事 山内 大二郎
13:35～15:00	テーマ：出港前報告制度にかかるNACCSの対応について (主としてサービスプロバイダーの役割等) 講師：輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 企画部長 神例 高章 氏 (質疑応答)
15:00～15:15	休憩
15:15～16:00	テーマ：ASEANシングルウィンドウの進捗状況等 (各国で進めるNSWの進展とASEAN全体の展望) 講師：JASTPROシニアアドバイザー 渡邊 浩吉 氏 (質疑応答)
16:10	閉会

• お問い合わせ：セミナー事務局

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 担当：白井、西尾

TEL：03-3555-6076/6063 FAX：03-3555-6032

(別紙)

「出席申込書」

貴社名：
_____部署名：
_____役職名：
_____お名前：
_____ご住所：
_____TEL番号：

----- お断り -----

当メール(seminar@jastpro.or.jp)は、お申込み専用のメールとなっております。
セミナーに関するお問い合わせは、上記連絡先までTELでお願い致します。
ご記入いただきました個人情報は、セミナーに関する事のみを使用し、
その他の目的では使用致しません。

記事3. 貿易契約の諸問題(6)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

6. 消費者としての買主の権利

6.1 店頭で目撃した事例

今年の夏も猛暑が2ヶ月以上続きましたが、秋分の日を迎えると日中の気温も30度を下回るようになりホット一息つくことができるようになりました。今夏は猛暑だけでなく、首都圏ではほとんど雨が降らなかったのも、一層暑さが厳しく感じました。しかし、朝晩の気温が一段と下がり、秋雨が降り始める頃になると、なんとなく心ざびしい気持ちに駆られます。すると、夏物は不要となり、冬の準備をしなければという気持ちになります。

さて、9月も終わる頃、デパートへ携帯用雨傘を買いに出かけました。台風の影響で雨模様の天気が続いたせいも、雨傘を買い求める客がかなりいました。私の前にいた女性客が持参した日傘を店員に見せて、「このお店で7月上旬に、晴雨兼用というのでこの日傘を購入しましたが、数日前にこの日傘をさして外出したところ、にわか雨が降って傘の周りの付いている飾りの小さな孔から雨が滴り落ちて衣服がぬれたので、返しにきました」と説明していました。店員は、この日傘を点検して異常がないことを確認し、特に欠陥がないことを告げましたが、女性客が強く返品を希望するので、店員は上司に相談してくると言って奥の事務室に入って行きました。しばらくして戻り、店員は何やら説明してから、代金の清算を行い、女性客は現金を受取って店を出て行きました。

店内には、同じ種類の日傘が陳列されており、ショウウィンドウや壁に「晴雨兼用」と表示した紙が貼付されていました。店員は、客が購入する傘を先ず開いて、骨組みの状態や縫い目などを細かく点検して、異常がないことを確認してから、傘を包装して客に渡していました。この女性客にも同じように異常がないことを確認してから日傘を引渡したと推定されるので、この日傘は引渡時に欠陥はなかったと考えられます。また、店員は女性客が持参した日傘を一応点検して、特に異常な点がないことを確認しているのも、返品の時点でも、引渡されたときと同じ状態にあると思われます。この女性客が購入した時と全く同じ状態の日傘を欠陥商品であると主張し、店員がこの日傘を受取って現金を返したということは、このデパートでは欠陥商品である日傘を承知の上で販売していることにならないでしょうか。要するに、この日傘に欠陥があったのではなく、女性客の購入した日傘が「晴雨兼用」という表示に不適合であるというのが問題の原因だと思います。消費者保護が現実にもこのように処理されているのを目撃して、本当に驚きました。そこで、本稿では、1999年の消費者物品売買に関するEU指令およびイギリスの2002年消費者への物品売買・供給規則について説明したいと思います。

6.2 EUの消費者保護への取組み

6.2.1 消費者保護問題に関するEU指令

1975年以降、欧州連合の関連機関は消費者保護の問題に取り組んできました¹。EUは、消費者のために高い水準の消費者保護を維持することに強い関心を持っています。消費者保護の問題は、営業や業務として取引する者だけでなく、営業や業務と関係なく売買を行う個人にとっても大切です。消費者保護の水準を高めることは、EU加盟国に居住する者が、他の加盟国でも消費者物品の売買に関する共通した規則に基づいて、安心して自由に物品を購入できる良好な環境条件の向上を意味します。消費者保護の強化とは別に、消費者保護に関するEU指令は、「中・長距離の通信技術」（換言すれば、インターネット）による物品売買の発展の促進にも貢献すると考えられます。

6.2.2 最低水準の域内統一規則の確保

EUは、消費者が物品を購入する時、2つの問題を持つことを認識しています。第1は、消費者が購入する物品が契約の記述に適合しているか否かという問題、そして第2は、特に契約に救済に関する約定がない場合、または、売主によって消費者の権利の排除または制限が行われた場合に、消費者は保護されるか否かという問題です。そこで、1999年7月に、欧州議会および欧州理事会は「消費者物品の売買および関連する保証に関するEU指令」²（以下、消費者物品売買指令と略称）を制定しました。「指令」は、加盟国に一定期日までに一定の内容の国内法を制定することを指示するもので、国内法化されるまでは、国民に対する拘束力は発生しません。EU加盟国は、2002年1月1日までに同指令に基づく国内法化が要請されています。消費者物品売買指令は、EU域内市場における消費者保護に関する最低水準の統一規則を定めるもので、その目的の1つは、EU域内市場における消費者売買について、購入した商品に瑕疵がある場合に、同じ保護または救済を確保することにより、消費者が安心して買い物ができるようにすることです³。イギリスは、この消費者物品売買指令に従って、2002年消費者に対する物品の売買・供給規則⁴を制定し、同規則により1979年SGAの修正を行いました。

-
- 1 The Council Resolution of April 14, 1975 [1975] OJ C92/1. The Council Directive 1984/450 on misleading advertising [1984] OJ L250/17. The Council Directive 1985/374 on liability for defective products [1988] OJ L307/54. The Council Directive 1993/13 on unfair terms in consumer contracts [1993] OJ L95/29. The Directive 1997/7 on the protection of consumers in relation to distance contracts [1997] OH L144/19. The Directive 2001/95 on general product safety [2002] OJ L11/4.
 - 2 The Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees, OJ L171/12, 7.7.1999, pp. 12-16.
 - 3 The Directive, Art.1, para. 1.
 - 4 The Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002 (SI 2002/3045).

6.3 適用対象となる契約

6.3.1 消費者契約

物品売買法は、どのような当事者間の売買契約でも、売主と買主を同等に扱い、例えば物品が契約に適合しない場合、買主は物品を拒絶し、かつ契約を解除するか、あるいは物品を保持し、損害賠償を請求することができます。或る商品が生産者から消費者へ流れる一連の流通過程において、A(生産者)→B(卸売業者)→C(小売業者)→D(消費者)という3段階の売買契約があると仮定します。いずれの契約でも、引渡された物品に不適合の事実がある場合には、買主は同じ救済を要求できます。A・B間の契約とB・C間の契約は、いわゆるB2B契約であるのに対して、C・D間の契約はB2C契約です。B2B契約では、買主は売主から物品を仕入れて、これを他に転売する目的で取引を営んでいます。これに対して、B2C売買では、買主は消費または使用する目的で物品を購入します。売買契約の買主としての権利・義務は基本的に物品売買法で規制されていますが、消費者としての保護は売買法では保証されません。これは基本的には消費者保護法の領域の問題であるかもしれませんが、売買契約にもとづいて引渡された物品に瑕疵がある場合の救済問題なので、消費者物品売買指令に基づいて、1979年SGAに第5A編が挿入されました。したがって、消費者物品売買指令または1979年SGA第5A編は、上記のC(売主)→D(消費者)間のB2C契約にだけに適用されるもので、他の段階のB2B契約およびC2C契約には適用されません。この契約を消費者契約(consumers contact)と呼んでいます。

6.3.2 関連する用語の定義

消費者物品売買指令は、この目的のために、若干の用語について定義を定めています⁵。この指令には、消費者契約の定義はありません。しかし、2002年消費者物品売買規則は、「消費者契約」とは、「the Unfair Contract Terms Act 1977の第25条第1項の定義と同じである」と規定しています⁶。これによると、消費者契約とは、「契約の一方の当事者は、営業に関連して取引を行い、他の当事者(消費者)は営業と無関係であり、かつ、その契約においては、物品は通常、個人的な使用または消費を目的として供給される」と定義されています。この契約の目的物は、「消費者物品」(consumer goods)と呼ばれます。定義によると、すべての有体動産(tangible movable)を意味しますが、執行手続その他の法律に基づく公売手続によって売られた物品、水・ガス(特定の分量・数量で売られるものを除く)、電気は含まれません。消費者契約の一方の当事者である「消費者」(consumer)とは、「その業務・営業・職業とは無関係な目的のために、EU指令が適用される契約の当事者となるすべての自然人を意味する」と定義されています。他の当事者である「売主」(seller)とは、「その業務・営業・職業に関して契約に

5 The Directive, Art. 1, para. 2.

6 The Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002, reg. 14.

基づいて消費者物品を売るすべての自然人または法人を意味する」と定義が述べられています。加盟国は、「消費者物品」という用語に、消費者本人が競売に参加して購入した中古品 (second-hand goods) が含まれない旨を規定することができます⁷。また、消費者物品を製造または生産して供給する契約は、本指令の目的のための売買契約とみなされることがあります⁸。また、消費者契約の当事者ではありませんが、消費者物品の生産者は、物品の不適合の原因に関連して責任を問われることがあります。「生産者」(producer)とは、消費者物品の製造者 (manufacturer)、域内に消費者物品を輸入した者 (importer)、名称・商標・その他の標示を消費者物品に付記することにより生産者とみられるすべての者を意味します。

6.4 消費者物品の適合性

消費者契約の目的物である消費者物品は、一般の売買契約に合致するだけでなく、消費者が通常その物品を消費または使用する目的に適合しなければなりません。そこで、消費者物品売買指令は、消費者物品の契約への適合性について、次のように規定しています。

まず、売主は、売買契約に適合した物品を消費者に引渡さなければなりません⁹。消費者物品は、次の場合に、契約に適合したものとみなされます。

- (a) 売主による記述 (description) に合致し、かつ売主が消費者に見本 (sample) または雛型 (model) として提示した物品の品質を有する場合、
- (b) 契約締結時に、消費者が売主に知らしめ、売主が了承した消費者の使用目的に適合している場合、
- (c) 同種の消費者物品に通常使用される目的に適合する場合、
- (d) 同種の消費者物品について、一般的でありかつ売主、製造者その他の代理人によって、特に広告やラベルに示された「公開された意見表示」(public statement) を考慮して、消費者が合理的であると期待しうる品質と性能を有している場合。

上記の (a) と (b) は、一般の売買契約の場合における適合性ですが、(c) と (d) は特に消費者物品に求められる適合性です。それだけ売主の責任が重くなります¹⁰。ただし、契約締結時に、消費者が不適合を知っていた、または合理的に判断して、不適合を知らなかったと言い得ない場合、または不適合が消費者により供給された材料に帰因する場合には、(救済の理由となる) 不適合がないものとみなされます¹¹。

また、①売主が、当該意見表示を知らなかったこと、かつ知り得ないことが合理的であることを証明する場合、②契約締結時までに、この意見表示が訂正されたことを証明する場合、あるいは、

7 The Directive, Art. 1, para. 3.

8 *Ibid.*, Art. 1, para. 4.

9 *Ibid.*, Art. 2, para. 1.

10 *Ibid.*, Art. 2, para. 2.

11 *Ibid.*, Art. 2, para. 3.

③この消費者物品を購入する決定がこの意見表示に影響されなかったことを証明する場合には、売主は上記の(d)に定める「公開された意見表示」に拘束されません¹²。

消費者物品の取付け (installment) が正確でなかったために生じた不適合は、その取付けが売買契約の一部であり、かつその取付け作業が売主により、または売主の責任の下で行われた場合には、物品の不適合と同等であるとみなされます¹³。

6.5 消費者である買主の新しい権利

6.5.1 修理または取替え

売主は、物品が引渡された時に存在するすべての不適合について消費者に対して責任を負わなければなりません¹⁴。消費者物品が不適合である場合、消費者である買主に、2つの新しい権利が付与されました。第1は、当該物品の修理または取替えを要求する権利、そして、第2は、代金の減額または契約の解除を要求する権利です¹⁵。順序としては、最初に、消費者は、売主に対して、無償で物品の修理または取替えを要求できます。修理または取替えは、物品の性質あるいは消費者が物品に求めた目的を考慮して、合理的期間内に、かつ消費者に著しい不便を与えることなく行われなければなりません。

ただし、この救済手段が不可能または不相当 (disproportionate) であるときは、他の救済手段を請求することができます。この救済手段が他の救済手段と比較して、次の点を考慮した場合に、不合理な費用を売主に負担させる場合には、これは不相当であるとみなされます。①不適合の事実がなかった場合に、その物品が有したであろう価額、②不適合の程度、③他の救済手段が消費者に著しい不便を与えることなく行えるか否か¹⁶。

6.5.2 代金減額または契約解除

消費者は、次の場合に、適切な額の代金減額を請求するか、あるいは契約を解除することができます¹⁷。①消費者が修理または取替える権利を有しない場合、②売主が合理的期間内にその救済手段を履行しなかった、または履行できなかった場合、または、③売主が、消費者に著しい不便を与えることなく救済手段を履行しなかった場合。但し、不適合の程度が些細な場合を除きます¹⁸。

12 *Ibid.*, Art. 2, para. 4.

13 *Ibid.*, Art. 2, para. 5.

14 *Ibid.*, Art. 3, para. 1.

15 *Ibid.*, Art. 3, para. 2.

16 *Ibid.*, Art. 3, para. 3.

17 *Ibid.*, Art. 3, para. 5.

18 *Ibid.*, Art. 3, para. 6.

6.6 救済権

救済権 (right of redress) は、損害賠償や不法行為の差止めなどの救済を請求する権利を意味します。上記のように、或る商品の生産者 (A) と卸売業者 (B) の売買契約、B と小売業者 (C) の売買契約、そして C と消費者 (D) の売買契約という一連の売買契約において、一般に、消費者は直接生産者に損害賠償などの請求を行うことはできません。しかし、最後の売買契約の売主である C が消費者により不適合を理由とする救済を要求され、かつその不適合がその前の契約の売主、生産者、その他の中間の売買契約の当事者の過失による場合、消費者物品売買指令は、責任を負うべき当事者の範囲およびその当事者に対する権利行使の方法や条件について、それぞれの国内法に委ねる旨を規定しています¹⁹。

6.7 消費者物品の保証期間

消費者物品売買指令は、保証期間について次のように要求しています²⁰。不適合であることが、物品の引渡後2年以内に明らかになった場合、売主は第3条²¹に基づいて責任を負わなければなりません。加盟国が法規によりこの保証期間を定める場合、この保証期間は引渡後2年間より短い期間であってはならないと規定されています。また、消費者が権利による恩恵を享受するためには、消費者が不適合を発見した日から2ヵ月以内に、その事実を売主に通知しなければならない旨を、加盟国はEU指令の導入の際に規定することができます²²。別段の規定がない限り、物品の引渡後6ヵ月以内に発見された不適合は、物品の性格または不適合の性格と矛盾しない限り、引渡時に存在したものとみなされます²³。

6.8 保証内容および救済手続に関する情報

消費者物品売買指令は、保証者は、保証書および関連する広告などに記載されている保証文言にもとづいて、法的に拘束される旨を規定しています²⁴。保証には、次の事項を明記しなければなりません。①適用される加盟国の消費者売買に関する国内法に基づいて、消費者が法的権利を有することを明記し、かつ、これらの権利が保証によって損なわれることがない旨。②平易でわかりやすい言葉で (in plain intelligent language)、保証の内容ならびに保証に基づいて請求を行うために必要な基本事項。これには、保証期間、地理的範囲ならびに保証者の名前と住所を必ず記載しなければなりません。

消費者の要求があるときは、この保証を書面またはその他の耐久性があり、かつ消費者がアクセス可能な媒体で提供しなければなりません。また、当該消費者物品が市販されている加盟国は、

19 *Ibid.*, Art. 4.

20 *Ibid.*, Art. 5.

21 本稿6.5項「消費者である買主の新しい権利」参照。

22 *Ibid.*, Art. 5, para.2.

23 *Ibid.*, Art.5, para.3.

24 *Ibid.*, Art. 6.

その領域内における保証文言が、ローマ条約に従って、欧州共同体の公式言語の中の1つまたは複数の言語で書かれなければならない旨を規定しています。

6.9 2002年消費者物品売買・供給規則

6.9.1 イギリスにおける消費者保護法

イギリスでは、物品売買契約においては売主と買主が一般に同等の立場にあるという前提の下に売買法が組み立てられていました。製造業者、卸売業者、小売業者であっても、売買契約上は売主または買主として同じ権利・義務を有するものと考えます。売買法の諸規則は主として商人間の取引慣習に基づくものですが、非商人である一般の消費者の売買にもこのような規則が適用されてきました。しかし、産業や流通の発達により、一般消費者の日用品の購買制度が大きく変化してきたので、消費者の安全を確保する必要性が高まってきました。このような環境の変化に対応して、イギリスでは、1961年消費者保護法²⁵を制定して、人身損害防止のため国務大臣が商品の成分・デザイン・包装・説明書などに関する規則に反する商品の販売などを禁止し、あるいは1978年消費者安全法²⁶により国務大臣の消費者保護に関する権限を拡大しています。また、1973年公正取引法²⁷によって、公正な取引慣行の確立を図り、1974年消費者信用法²⁸では消費者信用に関する包括的な規制を行うなど、消費者保護に関連する多くの立法が実施されています。消費者保護の動きが顕著になるにしたがって、商人としての売主と消費者としての買主とを区別して、後者を保護するための制定法や規則が施行されました²⁹。今回の2002年消費者への物品売買・供給規則（以下、2002年規則と略称）により、1979年物品売買法、1982年物品・役務供給法（the Supply of Goods and Services Act 1982）、1973年物品供給（黙示条項）法（the Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973）および1977年不公正契約条項法（the Unfair Contract Terms 1977）の修正が行われました。

6.9.2 2002年規則の主要規則

上記の消費者物品売買指令をイギリスに導入するため、2002年規則（2003年3月31日に発効）が制定されました。その内容の概要は次のとおりです。

(1) 規則2には、EU指令にない用語の定義がありますので、参考までに記載します。

- ・「消費者」(consumer)とは、その業務・営業・職業とは無関係な目的のために、本規則が適用される契約の当事者となるすべての自然人を意味する。

25 The Consumer Protection Act 1961.

26 The Consumer Safety Act 1978.

27 The Fair Trading Act 1973.

28 The Consumer Credit Act 1974.

29 The Unfair Contract Terms Act 1977およびthe Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999 (SI 1999/2083) .

- 「消費者保証」(consumer guarantee)とは、消費者物品が関連する保証文言 (guarantee statement) または関連する広告に記されている明細事項 (specification) に適合しない場合に、無償で、支払った代金の返還または取替えまたは修理などを行う旨の、営業にもとづいて行為する者により消費者に対するすべての約束をいう。
 - 「裁判所」(court)とは、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドに関しては、県裁判所 (county court) または高等法院 (the High Court)、またスコットランドに関しては、執行官裁判所 (sheriff court) または民事上級裁判所 (the Court of Session) を意味する。
 - 「執行当局」(enforcement authority)とは、公正取引庁長官 (the Director General of Fair Trading)、すべての度量衡基準局、および北アイルランド企業・貿易・投資省 (the Department of Enterprise, Trade and Investment for Northern Ireland) を意味する。
 - 「物品」(goods)は、1979年物品売買法第61条に定めるものと同じ意味である。
 - 「保証者」(guarantor)とは、消費者に対して消費者保証を提供する者を意味する。
 - 「供給」(supply)は、売買、賃貸借 (lease)、請負 (hire) または買取選択権付賃貸借 (hire-purchase) による供給を含む。
- (2) 規則3は、消費者の場合における黙示条項の追加として、1979年SGA第14条第2C項の後に挿入される第2D項、第2E項および第2F項について規定しています。
 - (3) 規則4は、消費者の場合における危険の移転および物品の受領に関する規則の修正として、1979年SGA第20条第3項の後に挿入される第4項、および第32条第3項の後に挿入される第4項について規定しています。
 - (4) 規則5は、1979年SGA第5編の後に挿入される第5A編(第48A条～第48F条)について規定しています。
 - (5) 規則6は、1979年SGAのその他の修正として、第61条第1項(定義)に「生産者」(producer)および「修理」(repair)の定義を挿入する旨を規定しています。
 - (6) 規則7～規則12は、1982年物品・役務供給法の修正に関する規定です。また、規則13は、1973年物品供給(黙示条項)法の修正について、規則14は、1977年不公正契約条項法の修正について規定しています。
 - (7) 規則15は、消費者に対して物品が「消費者保証付」で販売または供給される場合における、消費者保証について規定しています。

6.9.3 適用範囲

2002年規則は、事業者である売主と消費者である買主の間の取引に適用されます。その取引には、物品の売買・供給および買取選択権付賃貸借契約 (hire-purchase) が含まれます。本規則は、一般に役務契約には適用されません。また、消費者自身がオークションにおいて行う中古品の購入には適用されません。

本規則は、消費者物品に瑕疵がある場合に適用され、消費者は一般に小売商 (retailer) に対して法的救済のみを得ることができます。消費者は一般に生産者に対して直接クレームを請求することができません。また、消費者は、100英ポンド以上の物品をクレジット・カードで購入した場合には、物品に関する保証にもとづいて、クレジット・カード会社または金融会社に対する追加の権利を有することがあります。

6.9.4 「公開された意見表示」に対する責任

1979年SGA (1994年物品売買・供給法により修正) にもとづいて、物品が消費者に販売された場合、物品は「満足される品質」(satisfactory quality) でなければなりません³⁰。これは、合法的な人が、物品の記述、価格 (関連がある場合)、その他すべての「関連する状況」を考慮して、満足される標準的な品質であると定められています³¹。2002年規則は、この「関連する状況」の中に、売主、生産者またはその代理人により広告やラベルに述べられた物品の性質や特性に関するすべての「公開された意見表示」(public statement) が含まれることを規定しています。ただし、売主が知らなかった表示文言、または一般に、売主には責任がない表示文言は除かれます。同様に、1982年物品・役務供給法の適用対象となる契約により供給される物品にも2002年規則が適用されます。物品の売買契約では、一般に、契約の記述に合致するか否かを契約違反の基準としていますが、消費者物品の場合には、「公開された意見表示」に対する責任の範囲が不確定です。このような変更の効果について、消費者物品の供給者 (あるいは、生産者) は、広告、ラベルその他の販促資料の文言についてこれまで以上に注意し、また、不特定多数の消費者に対する物品に関する情報が正確であるか否かを常にチェックしなければなりません。

6.9.5 危険の移転

1979年SGA 第20条は、原則として、物品の滅失・損傷の危険は、物品の引渡とは関係なく、所有権が買主に移転した時、売主から買主に移転すると定めています³²。そして、第16条～第19条 (1994年物品売買・供給法により修正) に、所有権移転に関する一連の規則が定められています。しかし、2002年規則の「規則 4」により、第20条に第4項が挿入されて、「買主が消費者である場合、または、スコットランドに関しては、買主が消費者である消費者契約の場合には、本条第1項から第3項までの規定は無視され、かつ消費者に引渡されるまで、物品の危険は売主が負担しなければならない」と規定しています。これは、物品が運送人によって引渡される場合にも適用されます。EU指令は、危険の移転に関する規則の変更について明示的に要

30 1979年SGA 第14条第2項。

31 同第14条第2A項。

32 同第20条第1項。

求していませんが、イギリス政府は、物品が消費者に引渡された時、物品が契約に合致していなければならないというEU指令の要件を考慮して、危険の移転に関する規則を変更しました。

6.9.6 不適合に対する追加の救済

1979年SGAでは、物品が契約の記述、品質または見本に適合しない場合、買主がその物品を受領しないかぎり、買主は物品を拒絶し、かつ支払った代金の返還を要求することができます。あるいは、買主は、その物品を保持して、損害賠償または代金減額を請求することができます。買主が消費者である場合、2002年規則により、新しい2つの権利が追加されました。すなわち、物品が契約に適合しない場合、消費者である買主は、売主に対して物品の修理または取替えを要求する権利が与えられました。物品の修理または取替えが不可能または不相当である場合には、消費者は代金の減額、または物品を拒絶して、契約を解除し、かつ支払った代金の返還を要求することができます。

6.9.7 消費者による救済手段の順序

英国の貿易産業省は、2002年規則に関する資料の中で、消費者物品が契約に不適合である場合における救済手段の順序を次のように説明しています³³。

- (1) 問題は、売買時に不適合が存在した事実(例えば、耐久性に影響を及ぼすような過失または間違った記述(description)など)に起因するものですか。
 - (a)「はい」の場合は(2)へ、(b)「いいえ」の場合は(3)へ進んでください。
- (2) 売買の日から物品を拒絶することが認められるまでの期間は、「合理的期間内」(通常はかなり短期間)ですか。
 - (a)「はい」の場合は(4)へ、(b)「いいえ」の場合は(7)へ進んでください。
- (3) 救済を請求する法的権利はありません。
- (4) 消費者は、次の(5)または(6)の救済手段を選択することができます。
- (5) 物品を拒絶し、かつ小売業者に購入代金全額の返還を請求する。
- (6) 物品の修理または取替え、もしくは、これが不可能な場合は、小売業者による購入代金の一部または全額の返還(举证責任は最初の6ヵ月以内は小売業者にある)。または、これらの救済に代えて、物品の修理または取替えに必要な費用の補償を小売業者に請求する。
- (7) 不適合の事実が判明してからイングランド、ウェールズでは6年(スコットランドでは5年)以内ですか。また、この期間は物品の耐久性にとって十分ですか。
 - (a)「はい」の場合は(6)へ、(b)「いいえ」の場合は(3)へ進んでください。

(続)

33 The Department of Trade and Industry, *A Brief Information of the Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002*, p. 4.

記事4. 国連CEFACTからのお知らせ

4.1 2012年10月3日

第21回国連CEFACTフォーラム登録受付開始

2013年4月15日から19日の間ジュネーブにて開催される第21回国連CEFACTフォーラムの登録を受付けます。参加希望者は、以下のForum websiteをご参照ください。

<http://www.unece.org/index.php?id=30903>

4.2 2012年9月26日

第20回国連CEFACTフォーラム開催

国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）とUNECE（欧州経済委員会）は、世界中の専門家を一堂に会し、9月17日から21日の間、ウィーン工科大学にて第20回目のフォーラムを開催しました。

27の国連加盟国からの専門家及び国連、欧州連合、世界税関機構（WCO）、国際標準規格機構（ISO）、国際貨物輸送業者協会連合会（FIATA）などの代表並びに電話会議による参加などを含め総勢130名にもおよぶ参加者を得て、電子ビジネスや貿易円滑化について活発な議論が行われました。特に、会計/監査、農業、税関、財務/出納、保険、国際貿易手続、調達、サプライチェーン、運輸/流通などの分野で専門家の知識と経験が生かされることとなりました。

フォーラムを通じて、現行のプロジェクトや今後の開発プランに進展がありました。

勧告第14号（署名以外の方法による貿易書類の認証）の改訂、2004年から2011年の間に発行されたシングルウィンドウ関係の3つの勧告（勧告第33-34-35）に続く勧告第36（シングルウィンドウの相互運用性）並びに官民間のパートナーシップ等につき、今後更に掘り下げた話し合いを行うこととなりました。

また、他の標準化推進団体との連携、とりわけISOとのオープンデータ交換に係るフレームワークの策定や作業部会では電子調達、信頼性のある貿易書類の交換及び貨物情報に係る世界的な電子データの交換と言った重要な議題が取り上げられました。

国連CEFACTは、業際間インボイスやサプライチェーンの過程での共通要求要目など、分野を跨ぐ標準化を進めてきましたが、今回のフォーラムでは、特定の分野、即ち、農業分野での調査研究機関の分析報告書（eLabs）の標準化や家畜トレース、保険分野でのコア・コンポーネントの作成及び旅行/観光分野での地域観光情報等に関するプロジェクトを進めていくこととなりました。

1987年にUN/EDIFACT（行政、商業、輸送のための電子データ交換のための国連規則）が承認されて以来、世界的に国連の標準が各国政府や民間の間で幅広く使われてきました。

近年では、農業分野で動植物検疫の為の電子検疫証明書（eCert）が既に15ヶ国で採用されています。

次回第21回フォーラムは、ジュネーブにて、2013年4月15日から19日の間開催される予定となっています。

4.3 2012年9月14日

UN/LOCODE 2012年前期版発行

UNECE (国連欧州経済委員会) は、UN/LOCODE directory の2012年度前期版 (2012-1) を発行しました。本件については、以下のURLをご参照ください。

諸外国：<http://www.unece.org/cefact/locode/service/location.html>

日 本：<http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/locode/jp.htm>

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に関する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入関係手続きに関する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、一般財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第38巻 第7号 通巻第409号

・ 禁無断転載

平成24年10月29日発行 JASTPRO刊12-07

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通りの口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Trade
PROcedures